（首席保護観察官の職務）

第四条　［略］

一　少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第二十四条第一項第一号又は第六十四条第一項第一号若しくは第二号の保護処分に付されている者の保護観察に関すること。

［二～十六　略］

2　［略］

（統括保護観察官）

第八条　保護観察所及びその支部を通じて統括保護観察官百六十三人以内を置く。

［2・3　略］

（統括社会復帰調整官）

第九条　保護観察所及びその支部を通じて統括社会復帰調整官三十七人以内を置く。

［2・3　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（地方更生保護委員会事務局組織規則の一部改正）

第二条　地方更生保護委員会事務局組織規則（平成二十年法務省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（首席審査官の職務） **第五条**　［略］ ［一～三　略］ 四　少年院から仮退院中の者についての少年院に戻して収容する旨の決定の申請又は仮退院を許す処分を取り消す処分に関すること。 ［五～八　略］ 九　刑法（明治四十年法律第四十五号）第二十七条の三第一項又は薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律（平成二十五年法律第五十号）第四条第一項の規定により保護観察に付する旨の言渡しを受けた者（以下「保護観察付一部猶予者」という。）及び少年法第六十四条第一項第二号の保護処分に付されている者であって、同法第六十六条第一項の決定により少年院に収容されているもの（次号において「収容中の特定保護観察処分少年」という。）の住居を特定し、又はその処分を取り消す処分に関すること（調整指導官の所掌に属するものを除く。）。 十　収容中の特定保護観察処分少年、少年院からの仮退院を許された者、仮釈放を許された者、保護観察付一部猶予者又は婦人補導院からの仮退院を許された者についてする特別遵守事項の設定、変更及び取消しに関すること。 十一　［略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（首席審査官の職務） **第五条**　［同上］ ［一～三　同上］ 四　少年院から仮退院中の者を少年院に戻して収容する旨の決定の申請に関すること。 ［五～八　同上］ 九　刑法（明治四十年法律第四十五号）第二十七条の三第一項又は薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律（平成二十五年法律第五十号）第四条第一項の規定により保護観察に付する旨の言渡しを受けた者（以下「保護観察付一部猶予者」という。）の住居を特定し、又はその処分を取り消す処分に関すること（調整指導官の所掌に属するものを除く。）。 十　少年院からの仮退院を許された者、仮釈放を許された者、保護観察付一部猶予者又は婦人補導院からの仮退院を許された者についてする特別遵守事項の設定、変更及び取消しに関すること。 十一　［同上］

附　則

この省令は、令和四年四月一日から施行する。

○法務省令第十九号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第三十条第三項の規定に基づき、入国者収容所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月二十五日

法務大臣　古川　禎久